

作成日 2004. 07. 23

改定日 2017. 06. 07

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : アスクリートキット AS 用 撒き砂
 会社名 : 美州興産株式会社
 住所 : 名古屋市市中村区名駅南 1-17-28
 担当部門 : 技術部
 電話番号 : 052-771-6141
 F A X 番号 : 052-771-6252

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 分類対象外または区分外
 健康に対する有害性 : 皮膚腐食性/刺激性 分類できない
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 分類できない
 呼吸器感作性 分類できない
 皮膚感作性 分類できない
 生殖毒性 区分外
 発がん性 区分 1A
 特定標的臓器毒性(単回暴露)区分 1 (呼吸器系)
 特定標的臓器毒性(反復暴露)区分 1 (呼吸器 腎臓 肺)
 環境に対する有害性 : 水性環境急性有害性 分類できない
 上記で記載が無い危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語 : 危険
 危険有害性情報 : 発がんのおそれ
 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
 呼吸器系への障害
 長期又は反復ばく露による呼吸器、腎臓の障害
 長期又は反復ばく露（吸入）による肺の障害

注意書き

安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 必要に応じて個人用保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。
 粉塵、ヒュームを吸入しないこと。
 涼しい所に置くこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 取扱い後はよく眼を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

救急措置

: 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。
 皮膚を流水等で洗うこと。

吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

吸入した場合、呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

特別な処置が必要である。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

火災の場合には、適切な消化剤を使用すること。

保管 : 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

廃棄 : 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS番号	備考
		化審法	安衛法		
二酸化ケイ素	50～60%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
酸化マグネシウム	25～30%	登録済	—	登録済	
酸化第一鉄	5～10%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
酸化カルシウム	3～6%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
酸化アルミニウム	1～3%	登録済	—	登録済	労安法 57 条、労安法 57 条の 2
酸化クロム	2%	(1)―284	—	1308-38-9	労安法 57 条、労安法 57 条の 2・PRTR1 種 87

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び 有害物 (法第 57 条)
 名称等を通知すべき危険物及び 有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
 二酸化ケイ素 (政令番号: 312)、酸化鉄 (政令番号: 192)
 酸化カルシウム (政令番号: 190)、酸化アルミニウム (政令番号: 189)
 酸化クロム (政令番号: 142)

化学物質排出把握管理推進法 (PRTR法)

物質名	該当法規区分	政令番号	含有率
酸化クロム	第一種	87	2%

第一種 第一種指定化学物質 (法第二条第二項、施工令第一条別表第一)

4. 応急措置

吸入した場合 : 呼吸していて嘔吐がある場合は飲み込ませないように頭を横向きにする。

呼吸が停止している場合は人工呼吸を行う。

呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

- 医師の手当て、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹼で洗うこと。
痛みや炎症が認められたときは速やかに医師の手当てを受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。
瞼の裏まで完全に洗浄する。
眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。
医師の手当て、診断を受けること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合 : 嘔吐が自然に生じたときは、気道への吸入が起きないように頭を横向きにする。
意識がある場合、水でよく口の中を洗浄する。
医師の手当て、診断を受けること。
- 応急措置をする者の保護 : 救助者が有害物に触れないようゴム手袋、保護眼鏡などの保護具を着用する。
汚染された衣類や保護具を取り除く。
5. 火災時の措置
- 消火剤 : この製品自体は燃焼しない。
周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水。液を飛散させ火災を拡大し危険な場合がある
- 特有の危険有害性 : 加熱により容器が爆発する恐れがある。
- 特有の消化方法 : 火災場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止にする。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し冷却する。
消下作業は、適切な保護具を着用し、安全な距離と防御できる位置から行う。
周辺火災の場合、移動可能な梱包袋等容器は速やかに安全な場所に移す。
- 消火を行う者の保護 : 消火を行う者は、自給式呼吸器具を含めて完全な防護服を着用する。
消火は風上から行い、煙・燃焼ガスの吸入を避ける。
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置 : 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
漏出した場所の周辺にはロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業者は保護具（8曝露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や、ガスの吸入を避ける。
こぼれた場所は滑り易いので注意する。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
万一、河川等に流出した場合は、直ちに関係当局へ報告する。
- 回収・中和 : 漏出物を密閉可能な空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化方法・機材 : 危険でなければ漏出源を遮断し、漏出／流出を防止する。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
- 二次災害の防止策 : 全ての発火源を速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消火剤を準備する。
万一、河川、公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。
床面に残るとすべる危険性があるためこまめに処理する。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い 技術的対策 : 『8.ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 『8.ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
- 安全取扱い注意事項 : 使用前に使用説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
皮膚と接触しないこと。
粉塵、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
眼との接触を避けること。
取り扱い後は手、顔等をよく洗うがいをする。

		飲み込みを避けること。
		汚染された作業着は作業場から出さないこと。
保管	技術的対策	: 特別に技術的対策は必要としない。
	保管条件	: 冷所に保管し、日光を遮断すること。 子供の手の届かないように保管する。 容器を密閉して保管すること。 湿気を避け雨等の当たらない屋内倉庫に保管する。
	容器包装材料	: データなし。
8.	暴露防止及び保護措置	
	管理濃度	: 0.05 mg/m ³ (Cr として)
	許容濃度 ACGIH (TLV-TWA)	: 0.1 mg/m ³ (シリカ (二酸化ケイ素)) 10mg/m ³ (TWA : 酸化マグネシウム) 2mg/m ³ (TWA : 酸化カルシウム) 1mg/m ³ (TWA : 酸化アルミニウム) 0.5 mg/m ³ (Cr として : 酸化クロム)
	日本産業衛生学会	: 第二種粉塵 (鉱物性粉塵) 2 mg/m ³ (総粉塵) (酸化アルミニウム) 第二種粉塵 吸入性粉塵 ; 1mg/m ³ 、総粉塵 ; 4mg/m ³ (酸化第一鉄) 第三種粉塵 吸入性粉塵 ; 2mg/m ³ 、総粉塵 ; 8mg/m ³ (二酸化珪素) 0.5 mg/m ³ (Cr として : 酸化クロム)
	設備対策	: この物質を取扱う作業場には洗眼器、安全シャワー、手洗いを設置し、その位置を明瞭に表示すること。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置する。
	保護具 呼吸器の保護具	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具	: 適切な保護手袋を着用すること。 物質を加温するときは、熱傷を防止する手袋を着用すること。
	眼の保護具	: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡、ゴーグル型)
	皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。
	衛生対策	: 取扱い後はよく手を洗うこと。
9.	物理的及び化学的性質	
	物理的状态 形状	: 粒状粉末
	色	: 黒灰色
	pH	: データなし
	融点	: 1350℃以上
	沸点、初留点及び沸騰範囲	: 情報なし
	引火点	: なし
	自然発火温度	: なし
	オクタノール/水分係数	: 情報なし
	化学的性質	: 水に不溶 酸・アルカリにはほとんど溶解しない。
10.	安定性及び反応性	
	安定性	: 安定。
	自己反応性・爆発性	: 知見なし
	粉塵爆発性	: 知見なし
11.	有害性情報	
	急性毒性	: 情報なし
	慢性毒性	: 長期の粉塵吸引により呼吸器系疾患になる危険性あり。
	皮膚腐食性/刺激性	: 知見なし
	感作性	: 知見なし

がん原生	: IARC68(1997)は1、NTPはK、産衛学会勧告は1に分類しており、区分1Aとした(発がんのおそれ)。ICRC グループ1(人に対して発がん性がある)。(二酸化珪素)	
変異原性	: in vivo 変異原性のマウスの骨髄小核試験が陰性(23), 7), 20)であったことから、区分外とした。なお、OECDガイドラインにはない特殊なin vivo 試験系(気管内投与されたラットの肺上皮細胞におけるhprt変異の測定)において突然変異陽性を示す(炎症作用による可能性あり)など、「試験結果が相反しており、遺伝毒性の評価はまだ確定していない」とされている。また、in vivo 変異原性においては、Ames試験のデータはなく、染色体異常試験で陰性、小核試験で陽性の知見がある。(二酸化珪素)	
生殖毒性	: 知見なし	
特定標的臓器毒性(単回暴露)	: 反復暴露に比べるとデータが大幅に少ないが、ヒトにおいて短期暴露でも吸入濃度が高い場合は呼吸器系に影響を及ぼすとの記述がある。IARCはPriority1文書であるため、区分1(呼吸器系)とした(呼吸器系の障害)。(二酸化珪素) 上気道刺激性(ICSC(2000))の記載より、区分3(気道刺激性)(酸化アルミニウム)粉じん吸入は気道の炎症(ACGIH(2001))、肺炎(HSDB(2005))を起こすとの記載により区分1(呼吸器系)に、誤飲すると脈が速く、弱くなり、呼吸が早く、浅くなり、体温が下がり、専門腫により呼吸をしにくくなりショック状態になる。食堂、胃の穿孔も生じる(HSDB(2005))の記載あるが、Priority2であるため区分2(全身毒性、消化器)に分類した。呼吸器系の障害(区分1)。全身毒性、消化器障害のおそれ(区分2)(酸化カルシウム)	
特定標的臓器毒性(反復暴露)	: Priority1文書にヒトにおいて呼吸器系、腎臓に影響を及ぼすとの記述があり、区分1(呼吸器系、腎臓)とした。長期又は反復暴露による呼吸器系、腎臓の障害。(二酸化珪素)酸化アルミニウムの職業暴露により、肺に腺維症が認められた(EHC(1999))との記載により、区分1(酸化アルミニウム)鼻中隔の潰瘍、穿孔(ACGIH(2001))、(ICSC(1997))の記載により区分1(呼吸器系)に分類した。長期又は反復暴露による呼吸器系の障害(区分1)(酸化カルシウム)	
12. 環境影響情報		
環境に対する有害性	: 知見なし	
生態毒性	: 知見なし	
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物	: 家庭用廃棄物、ごみ又は他の固形廃棄物と一緒に廃棄しないこと。 排水溝に廃棄しないこと。 廃棄物の処理は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。 該当法規に従って処理すること。	
14. 輸送上の注意		
国際規制	: 海上規制情報	該当しない
	: 航空規制情報	該当しない
	: UNNo.	該当しない
国内規制	: 陸上規制情報	該当しない
	: 海上規制情報	該当しない
	: 航空規制情報	該当しない
特別安全対策	: 移送時にイエローカードの保持が必要。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。	
15. 適用法令		
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条)	

	名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
	リスクアセスメント実施義務対象物質
	(二酸化ケイ素、酸化鉄、カルシウム、アルミニウム、クロム及びその化合物)
じん肺法	: 第 2 条施行規則第 2 条別表 粉じん作業(二酸化ケイ素)
化学物質排出把握管理 促進法(改正 P R T R 法)	: 第 1 種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) クロム化合物
水質汚濁防止法	生活環境項目: 浮遊物質量 (酸化アルミニウム)
	(施行令第 3 条第 1 項)
	指定物質 「アルミニウム及びその化合物」 (酸化アルミニウム)
	(施行令第 3 条第 3 項)
輸出貿易管理令	: 別表第 1、16 項キャッチオール規制 第 28 類 無機化学品 HS コード(輸出統計品目番号、 2012 年 4 月版) 2818.20-000 「酸化アルミニウム (人造コランダムを除く)」 (酸化アルミニウム) 2825.90.900 「金属酸化物、その他のもの、3 その他のもの」

16. その他の情報

参考文献	: 使用原料の SDS
	記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて製作しており、新しい知見により改定されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって必要で安全な取扱いを決定するには、使用者がその責任においてこの情報の利用をご決定下さい。
	記載内容は情報提供であって保障するものではありません。